

平成 25 年 11 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
( J A S D A Q ・ コード 6425 )  
問合せ先 広報・IR室  
電話 03-5530-3055 (代表)

## ウィン・リゾーツ社との訴訟に関する、 東京地方裁判所の判断に対する当社の見解と対応について

当社および当社の親会社である岡田ホールディングス合同会社ならびに、当社取締役会長である岡田和生が、Wynn Resorts, Limited (NASDAQ: WYNN、以下「ウィン・リゾーツ社」という) 及び役員に対し提起した訴訟について、先日東京地方裁判所における判決が出ました。当社は判決を不服とし、11月1日、東京高等裁判所に控訴いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：東京地方裁判所

判決日：平成 25 年 10 月 21 日

### 2. 訴訟の経緯

平成 24 年 2 月 19 日 (米国時間) にウィン・リゾーツ社が同社ホームページ上に掲載したプレスリリースによって、名誉または信用毀損等の損害を被ったため、平成 24 年 8 月 28 日付で、当社は当社の親会社である岡田ホールディングス合同会社及び当社取締役会長岡田和生と協同して、ウィン・リゾーツ社及びその役職員であるその他の被告らに対し、損害賠償請求訴訟を提起。

### 3. 判決の内容

- (1) 本件訴えをいずれも却下する。
- (2) 訴訟費用は、原告らの負担とする。

### 4. 当社の主張

今般、東京地方裁判所により、『名誉毀損または信用毀損に係る情報発信地が海外であった場合でも、名誉毀損等が日本において発生した場合は、原則として日本の裁判所において責任を追求することができる』旨の判断が、日本で初めて示されました。

しかしながら、本件訴訟に関しては、比較的多くの書証、関連証人等が米国内に所在すると考えられ、また、当社グループにおいては、本件訴訟と関連するウィン・リゾーツ社との訴訟を米国で行っている事情等によって、今般のケースは民事訴訟法 3 条の 9 にいう『特別の事情』に該当するため、当該訴訟は却下されております。

当社は、安易に『特別の事情』による却下は認められるべきではなく、『特別な事情』は極めて限定的な場合に限られると考え、今般の東京地方裁判所の判決は不服とし、11月1日、控訴いたしました。

以 上